

大口町告示第97号

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年10月1日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町移住支援事業補助金交付要綱（令和元年大口町告示第109号）の一部を次のように改正する。

第1条中「愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領」を「愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領」に改める。

第2条第1項第1号ア中「通学期間」の次に「(修業年限を上限。ただし、高等専門学校は2年を上限とする。)」を加える。

様式第3の1中「愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領」を「愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業要領」に改める。

様式第3の4中「愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領」を「愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業要領」に改める。

### 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降の転入者について適用し、令和6年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 大口町（以下「町」という。）は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住及び町内中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う大口町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住した者が、<u>愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領</u>及び<u>あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領</u>（以下「県実施要領」という。）の規定によるマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は企業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、当該移住支援金の交付については、県実施要領、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 大口町（以下「町」という。）は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住及び町内中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う大口町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住した者が、<u>愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領</u>及び<u>あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領</u>（以下「県実施要領」という。）の規定によるマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は企業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、当該移住支援金の交付については、県実施要領、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域</p> |

| 新                                                                                                                                                                                                                                                             | 旧                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>に在住しつつ、東京 2 3 区内の大学等へ通学し、東京 2 3 区内の企業等へ就職した者については、通学期間 <u>（修業年限を上限。ただし、高等専門学校は 2 年を上限とする。）</u> も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>様式第 3 の 1 （第 5 条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第 3 の 4 （第 9 条関係）</p> <p>【別記】</p> | <p>に在住しつつ、東京 2 3 区内の大学等へ通学し、東京 2 3 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>様式第 3 の 1 （第 5 条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第 3 の 4 （第 9 条関係）</p> <p>【別記】</p> |

別紙

(新)

様式第3の1（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額                      金                      円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

（裏面に続く）

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額

(4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記（3）に定める返還請求等を行う場合があります。

(5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

(6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

(旧)

様式第3の1（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額                      金                      円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

（裏面に続く）

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額

(4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記（3）に定める返還請求等を行う場合があります。

(5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

(6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

別紙

(新)

様式第3の4（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書【再交付】

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額 金 円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

（裏面に続く）

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額

(4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記（3）に定める返還請求等を行う場合があります。

(5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

(6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

(旧)

様式第3の4（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書【再交付】

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額                      金                      円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

（裏面に続く）

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額

(4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記（3）に定める返還請求等を行う場合があります。

(5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

(6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。